

納税Q&A

Q 納期限が過ぎてしまったのですが、今持っている納付書は使えますか？

A 納期限を過ぎてもお手持ちの納付書で、裏面に記載してある金融機関や、市役所本庁舎、大井総合支所、出張所で納めることができます（郵便局は不可）。納期限を過ぎて納付する場合、延滞金が加算されることがあります。

Q 残念ながら滞納してしまったのですが、額が少ないから差し押さえられることはないですよね？

A 差し押さえは、滞納している期間や金額に関係なく、督促状を送ってもなお納めない人に対して行います。

Q すでに納付しているのに、督促状や催告書が届きました。

A 金融機関で納付された情報が市役所に届くまで、通常一週間ほどかかりますのでご了承ください。

Q ローンの支払いが大変で、税金を払えません！

A さまざまな事情があるでしょうが、法律によって「税金はすべての債務に優先する」と定められています。住宅や車のローンの返済よりも、納税の優先順位は上です。

Q 「納税通知書」や「督促状」を見たことがありません。

A 納税通知書や督促状は普通郵便で送ります。法律（地方税法第20条）により、郵送中の事故などが原因で届かなかったことが証明されない限り、納税者の住所に到達したと推定され、その効力が生じます。

Q 国民健康保険税を滞納していると、どのようなことになりますか？

A 滞納処分のほか、通常の保険証の代わりに、期間の短い「短期被保険者証」が発行されます。国民健康保険は相互扶助の制度ですので、期限内の納付をお願いします。

解決策の提示

▼災害、病気、事業の廃止などの法律の要件に当てはまり、現在の財産状況を調査した結果、市税を一括で納付できないと認められると、申請により原則1年以内に限り納税の猶予（分割納付）を受けられる場合があります。

ただし、納付計画を守らなかった場合や申請に虚偽があった場合は、滞納

解決策の提示

▼市では、収納相談の他に、法律相談員の弁護士と連携して、借金の整理と今後の生活再建に向けた相談を受け付けています。借金問題には早めの相談が有効です。

日時や利用方法など、詳しくは、5ページの表「消費生活相談＆債務相談」の内容をご覧ください。

解決策の提示

▼市では、収納相談の他に、法律相談員の弁護士と連携して、借金の整理と今後の生活再建に向けた相談を受け付けています。借金問題には早めの相談が有効です。

日時や利用方法など、詳しくは、5ページの表「消費生活相談＆債務相談」の内容をご覧ください。

CASE1

＜相談者＞

病気で仕事を辞めたので、日々の生活を維持することで精一杯。なんとかなりませんか。

過去にお受けした相談の一部をご紹介します。納税の意志があってもなかなか納めることができない場合など、収納相談で解決した事例があります。

CASE2

＜相談者＞

消費者金融などの債務が重なり、税金の支払いに困っています。

処分の対象になります。事情により納付が難しい場合には、そのまま放置せず、まずは連絡してください。連絡をいただかないと、市として個別の事情を把握することができません。

ご相談ください



休日収納相談

日時 毎月最終日曜日
午前8時30分～午後5時15分
※12月は21日(土)・22日(日)に実施します。

場所 市役所本庁舎1階 収納課窓口

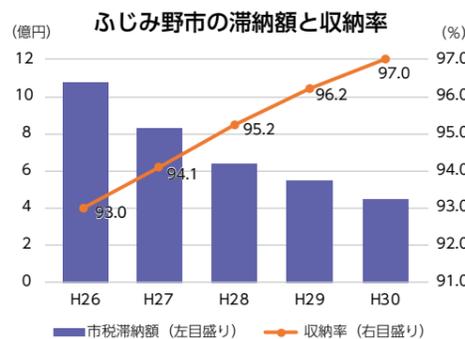
市役所の開庁時間は、本庁舎1階の収納課窓口でも相談ができます。休日収納相談も実施しています。



10～12月 滞納整理強化期間

滞納ゼロを目指して

問 収納課 (TEL 262・9015)



滞納額対策を強化

市は、納期限までに全ての人が納める「滞納ゼロ」を目指し、さまざまな対策を実施してきました。この結果、平成26年からの5年間で滞納額は約6億3千万円減少し、収納率は97%になりました。差し押さえなどの滞納処分を強化するため、さらなる収納率の向上を目指しています。

私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源である税金。大多数の人が納期限までに納めていただいています。さまざまな理由で納められずにいる人がいます。12月まで県内全域で取り組む「滞納整理強化期間」に合わせて、市では滞納ゼロを目指しています。



滞納整理強化期間

税負担の公平性や税収入を確保するため、埼玉県と県内63市町村で「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に、徴収対策を進めています。市では、預貯金の差し押さえに加え、給与の差し押さえにも取り組んでいます。

